

2024年12月 No.54

<XR/メタバース Update>

「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会 報告書 2024」
の公表

弁護士 殿村 桂司

弁護士 小松 諒

弁護士 渡辺 雄太

はじめに

政府におけるメタバースに関する議論は、2024年も引き続き行われています。例えば、総務省では、昨年開催された「Web3 時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」で示された課題解決の方向性を踏まえ、メタバースに関する国際的な理念の確立を見据え、日本国内での議論を推進することを主目的に「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」を開催し、2024年10月31日付で、「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会 報告書 2024」（以下「本報告書」といいます。）を取りまとめました。

上記研究会では、2023年10月から、ユーザにとって安心・安全なメタバースの実現に向けて、メタバースの民主的価値に基づく原則等の検討やメタバースに係る技術動向等のフォローアップを行うとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的として議論を重ねており、2024年9月11日には素案が公表されました。2024年9月19日から同年10月8日にかけて、上記素案に関する意見募集が実施され、提出された意見を参考に素案を修正したものが、本報告書となります。

本報告書は、メタバースに関する国内外の最近の動向や技術動向・利活用事例に触れつつ、「メタバースの原則（第1.0版）」や今後の検討事項を紹介するものであり、メタバースに携わる関係者には重要なものといえます。本ニュースレターでは、本報告書の概要について紹介いたします。

報告書の概要

1. 本報告書の構成

本報告書は、以下の5つの章から構成されています。

本報告書の構成

第1章	メタバースをめぐる最近の動向
第2章	メタバースの原則（第1.0版）の検討
第3章	メタバースに関する技術動向等
第4章	メタバースに関する様々な利活用事例
第5章	今後の検討事項

第1章では、国内の政府・業界団体等の動向、米国・EUなど諸外国の動向、国際機関における国際的な議論の状況などが紹介されています。第2章では、メタバース関連サービス提供者の取組として期待される項目に関する原則である「メタバースの原則」の検討経緯及び原則の内容が紹介されています。第3章ではVR・AR等のデバイスの動向や利活用状況が、第4章では生成AIとの連携や利活用における課題解決が紹介されています。最後に、第5章では今後の検討課題として、国際的な議論の状況フォローやVR・AR等も含めたメタバースの利活用促進に係る課題等の検討が紹介されています。

本ニュースレターでは、本報告書の中心的な内容であり、特にメタバース関連サービス提供者や利用者に影響がある第2章（メタバースの原則（第1.0版）の検討）及び第5章（今後の検討事項）について、以下でより詳しく紹介します。

2. 第2章「メタバースの原則（第1.0版）の検討」の概要と関連動向

(1) 「メタバースの原則」とは

本報告書は、メタバースにおける民主的価値の主な要素を示した上で、これを実現するため、仮想空間そのものの提供を担うメタバース関連サービス提供者が果たす役割が特に重要であることに注目して、メタバース関連サービス提供者の取組として期待される項目に関する原則を、「メタバースの原則（第1.0版）」（以下単に「メタバースの原則」といいます。）と定義しています。このメタバースの原則に法的拘束力があるわけではありませんが、メタバース関連サービス提供者が事業を展開する上で遵守すべき項目を示す一つの指針として参考にすべきものといえます。なお、本報告書では、メタバースの原則はメタバース関連サービス提供者の取組を対象としたものであるものの、ユーザ、コンテンツの創作や提供を行う者（クリエイターを含みます。）、メタバースに関するルール整備に関わる者、メタバースに関するユーザのリテラシー向上に関わる者を含む全てのステークホルダーの取組においても参照されることが期待されるとも述べられており、メタバースに関係する全ての方が参照すべきものといえます。

(2) 「メタバースの原則」の概要と関連動向

<前文>

メタバースの原則は、大きく分けて前文と原則に分けて規定されています。前文では、「民主的価値を踏まえたメタバースの将来像の醸成」、「原則の位置付け」、「各原則についての考え方」、及び「補足」について述べられています。

「民主的価値を踏まえたメタバースの将来像の醸成」においては、民主的価値の主な要素として国際的な共通認識となるものに以下の3つを挙げ、メタバースの将来像の醸成を図ることが重要であるとしています。

- ① メタバースが自由に開かれた場として提供され、世界で広く享受されること
- ② メタバース上でユーザが主体的に行動できること
- ③ メタバース上での活動を通じて物理空間及び仮想空間内における個人の尊厳が尊重されること

そして、ユーザが安心・安全にメタバースを利用するためにメタバース関連サービス提供者（プラットフォーム及びワールド提供者¹）の役割が重要であるとした上で、メタバースの原則として以下の2つを提示し、それぞれについて考え方が示されています。

- ① メタバースの自主・自律的な発展に関する原則
考え方：メタバースが自主的な創意工夫により自律的に社会的・文化的発展を遂げてきた経緯を踏まえ、ワールドのオープン性やイノベーションの促進、多様性・包摂性、ICTリテラシーの向上やコミュニティ運営の尊重など社会と連携した取組とする。
- ② メタバースの信頼性向上に関する原則
考え方：メタバースの自主・自律的な発展を支えるために、透明性・説明性、アカウントビリティ、プライバシーへの配慮、セキュリティ確保などメタバースへの信頼性を向上させるために必要な取組とする。

¹ 本報告書では、プラットフォームと契約（有償・無償を問わず、利用規約への同意等も含まれます。）し、プラットフォーム上にワールドを構築して提供する者を指しています。

以下、メタバースの各原則を構成する項目とその内容を紹介し、メタバースのサービスを提供するに当たって法的観点から特に留意すべきと考えられる事項について説明いたします。

<原則①：メタバースの自主・自律的な発展に関する原則>

項目	内容
オープン性・イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由で開かれた場としてのメタバースの尊重 ● 自由な事業展開によるイノベーション促進、多種多様なユースケースの創出 ● アバター、コンテンツ等についての相互運用性の確保 ● 知的財産権等の適正な保護
多様性・包摂性	<ul style="list-style-type: none"> ● 物理空間の制約にとらわれない自己実現・自己表現の場の提供 ● 様々な国・地域、ユーザ属性等による文化的多様性の尊重 ● 多様な発言等の確保（フィルターバブル、エコーチェンバーといった問題が起きにくいメタバース） ● 障がい者等の社会参画への有効な手段としての活用 ● メタバースへの公平な参加機会の提供 ● 誰もが使えるユーザビリティの確保
リテラシー	<ul style="list-style-type: none"> ● ユーザのメタバースに対する理解度向上の支援 ● ユーザの ICT リテラシー向上の支援
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ運営の自主性の尊重 ● コミュニティ発展の支援

● オープン性・イノベーション

法的な観点からは、「知的財産権等の適正な保護」が重要な要素の一つとして挙げられます。メタバース関連サービス提供者には、メタバースサービスの開発・運営等に当たり、知的財産権をはじめとする諸権利の適正な保護に努めることが期待されることはもちろん、利用規約やコミュニティガイドライン等を通じて、知的財産権をはじめとする諸権利の適正な保護の重要性についてユーザへの浸透を図るとともに、例えば、二次利用の可否をはじめ、UGC の創作・利用に関するルール等についてこれらの文書に明示することが期待されています。具体的な対応策としては、利用規約やコミュニティガイドライン等において、ユーザによる UGC 等に関する知的財産権の帰属を明確にし、また、かかる UGC 等の利用可能範囲を明確にすることが望ましいといえます。利用規約やコミュニティガイドライン等の策定に当たっては、内閣府知的財産戦略推進本部による「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」（2023 年 5 月）（以下「論点整理」といいます。）における法的な整理に加え、業界団体によるガイドライン（例えば、日本デジタル空間経済連盟「メタバース・リテラシー・ガイドブック」（2024 年 1 月）²⁾）が参考になります。

<原則②：メタバースの信頼性向上に関する原則>

項目	内容
透明性・説明性	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用時の保存データ（期間、内容等）及びメタバース関連サービス提供者が利用するデータの明示並びにそれらのユーザへの情報提供 ● 提供するメタバースの特性の説明 ● メタバースの利用に際してのユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明
アカウントビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前のユーザ間トラブル防止の仕組みづくりや事後の不利益を被ったユーザの救済のための取組 ● 他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制

²⁾ 事業者向けとユーザ向けに分けて策定されており、メタバース関連サービス提供者は「事業者向け」が参考になります。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ユーザ等との対話を通じたフィードバックを踏まえた改善 ● 子ども・未成年ユーザへの対応
プライバシー	<ul style="list-style-type: none"> ● ユーザの行動履歴の適正な取扱い ● ユーザとアバターとの紐付けにおけるプライバシーの尊重 ● メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての写り込み等への法令遵守等による対処 ● アバター（実在の人物を模したアバターを含む）の取扱いへの配慮（知的財産権、名誉毀損及びパブリシティの観点を含む）
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● メタバースのシステムのセキュリティ確保（外部からの不正アクセスへの対処等） ● メタバース利用時のなりすまし等の防止

● 透明性・説明性、アカウントビリティ

本報告書では、「メタバースの利用に際してのユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明」（透明性・説明性）として、メタバース関連サービス提供者は、メタバース上でのユーザ間のトラブルを抑制するとともに、コミュニケーションが円滑に行われるよう、提供するメタバースサービスにおいて、どのような行為が他のユーザへの攻撃的行為や不正行為に該当するかについて説明し、また、それらの行為を行ったユーザに対して取り得る対応についても説明することが期待されています。具体的な対応策として、他のユーザへの攻撃行為や不正行為に該当する行為類型や行為態様を可能な限り具体的に定めること、攻撃的行為や不正行為を行ったユーザにどのような対応を取る可能性があるのか可能な限り具体的に記載することが述べられており、利用規約やコミュニティガイドライン等において明示することが望ましいといえます。

また、アカウントビリティにおいては「他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制」が要素の一つとして挙げられています。趣旨としては、自由で開かれた場であるメタバースにおいて、他のユーザやアバターに対する誹謗中傷、また名誉毀損につながり得る行為を抑制するために、メタバース関連サービス提供者は、利用規約やコミュニティガイドライン等を通じてユーザ間、ユーザとメタバース関連サービス提供者の間で当該メタバースサービスに関する共通的な理念を形成し、これに基づき必要な措置を講じることが期待されています。具体的な対応策として、利用規約等に禁止行為としてこれらの行為を列挙し、これに違反した場合の対応を明記したり、コミュニティガイドライン等に禁止行為としてこれらの行為を明記することが考えられます。

これらに関連する重要な動向として、2024年5月に成立した「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情プラ法」）が挙げられます。情プラ法において、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当する場合、当該事業者は、権利侵害情報への対応の迅速化義務（例えば、侵害情報送信防止措置の申出方法の整備・公表、権利侵害の調査義務、申出に対する一定期間内の判断・通知）と、運用状況の透明化義務（例えば、侵害情報送信防止措置の実施基準の策定・公表、運用状況についての公表）を負うこととなります。同法は公布日（2024年5月17日）から1年以内に施行されるため、メタバース関連サービス提供者のうち特にプラットフォームは、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当しないか注意する必要があります。

● プライバシー

本報告書では、メタバースの利用において、ユーザの様々な行動に関する履歴が大量にデータとして記録され、蓄積され得る状況を踏まえ、メタバース関連サービス提供者は、ユーザのプライバシーに十分配慮した取扱いを行うことが期待されています。行動履歴それ自体は特定の個人を識別する情報ではないため個人情報保護法における「個人情報」（個人情報保護法第2条第1項）に直ちに該当するものではありませんが、本報告書では、行動履歴を利用する場合には利用目的を明示してユーザから同意を得ることや、取得する行動履歴は利用に必要な範囲にとどめることに留意されたい旨が述べられています。

また、法的な観点からは、「メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての写り込み等への法令遵守等による対処」や「アバター（実在の人物を模したアバターを含む）の取扱いへの配慮（知的財産権、名誉毀損及びパブリシティの観点を含む）」といった内容は当然に重要なものといえます。これらの内容については、論点整理の内容が参考となります。

個人情報に関連して重要な動向としては、個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し」が挙げられます。中間

整理で挙げられた検討項目の中には、「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化やこどもの個人情報等に関する規律の在り方があり、メタバース関連サービスへの影響が考えられます。3年ごとの見直しの内容については議論が続いており、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」の検討内容を注視する必要があります³。

3. 第5章「今後の検討事項」の概要

本報告書では、メタバースに関する今後について、VRだけでなく、AR・MRの実装が進む中でこれらの没入型技術全般を活用したメタバースも多く見られ、リアル（物理空間）とバーチャル（仮想空間）は相互に作用しつつその融合が一層進展することが見込まれるところ、同一の見え方が共有されない事態も起こり得るところであり、ある空間が持つ公共性をめぐる議論にも影響する可能性があるとして述べられています。また、産業面においても没入型技術全般を用いたメタバースの利活用が活発になされていることを踏まえ、改めてメタバースに関連する様々なステークホルダーを整理して把握するとともに、国内外の市場や技術、制度（ソフトローを含みます。）等の動向に関する調査のほか、インダストリアルメタバースや行政、医療、教育現場等での利活用事例などを含むユースケースを幅広く調査し、没入型技術全般をユーザが主体的に活用したメタバースのメリットや普及に向けた課題を整理することが求められるとも述べられており、VRだけでなく、ARやMRの発展にフォーカスした検討も今後求められることが示唆されています。法的な観点でも、AR・MRによってリアルに変更を加えることが、例えば著作権や商標権の問題を生じさせるか等、AR・MR特有の法的な検討も必要となります。

加えて、VRゴーグルやARスマートグラス等の没入型技術を用いたメタバースについては、様々な活用方法が期待され、また、近年、青少年を含めて利用が増加している傾向にある一方、文献調査においては、軽微なものを含め身体的、精神的な影響・課題があることが指摘されていることに触れ、リスクの有無を明らかにすることが望ましいことが述べられており、リスクの程度やその責任の所在が今後の検討課題となっていると考えられます。

おわりに

本報告書は、メタバース関連サービス提供者が、メタバース関連サービスの制度設計を行う上で、参照すべきものであるといえます。記載内容は多岐にわたりますが、上記のとおり法的な観点からも重要な記載が含まれており、利用規約やコミュニティガイドライン等を整備するに当たり留意が必要となります。また、本報告書の中で触れられているメタバースの原則は、コンテンツのクリエイターやメタバースに関するルール整備に関わる者を含む全てのステークホルダーの取組においても参照されることが期待されています。

加えて、メタバース関連サービスに関しては、情プラ法や個人情報保護法といった重要な法改正があるため、最新動向を注視する必要があります。また、今後AIを活用する場面が増えてくることを踏まえると、国内外のAIに関する動向にも注意してビジネスの設計を行う必要があるといえます。

2024年12月16日

³ 3年ごと見直しの概要については、NO&T 個人情報保護・データプライバシーニュースレターNo.47「[「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を踏まえた法改正の議論の現状と展望](#)」もご参照ください。

[執筆者]

**殿村 桂司** (弁護士・パートナー)

keiji_tonomura@noandt.com

TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

日本経済新聞社の2024年「企業法務税務・弁護士調査」のAI・テック・データ分野にて企業選出の第1位に選出。国際的にもALBのAsia Super 50 TMT Lawyers 2024のほか、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 Asia Pacific等の国際的な評価媒体においても日本のTMT分野等でBand 1等に選出されている。

**小松 諒** (弁護士)

akira_komatsu@noandt.com

AI・スマートシティ・web3・メタバースなどのテクノロジー関連法務を中心に、ベンチャー投資・スタートアップ法務、メディア/エンタテインメント・スポーツ関連法務、不動産、紛争解決など企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

**渡辺 雄太** (弁護士)

yuta_watanabe@noandt.com

AI、テクノロジー関連法務やM&A、コーポレートを中心に、企業法務全般についてのアドバイスに従事している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司 (弁護士・パートナー)

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収 (M&A) 取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Technology Law Update ~テクノロジー法ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等
につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメー
ルアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ
ようお願いいたします。